

宅地建物取引業法第50条第2項の規定による届出（案内所等設置）

R3.1 更新

◆ 届出が必要な場合 ◆

契約を締結する場合及び契約の申込みの受理を行う場合の案内所等（専任の宅地建物取引士をおく必要がある案内所等）を設置する場合届出が必要となります。

ただし、一団の宅地又は建物の分譲をする場合の場所で単なる案内や広告宣伝のみを行う案内所等（専任の宅地建物取引士を置かない場所）については、届出は不要です。

また、標識（業者票）については、契約行為の有無にかかわらず掲示する必要があります。

◆ 届出先・届出部数 ◆

届け出る案内所等の所在地を管轄する都道府県知事が届出先となります。届出部数については、下記の表を参考にしてください。

【 届出先 】 山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 別館3階（郵送可）		
【 受付時間 】 9時～12時、13時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）		
案内所の所在地	山梨県知事免許の業者	大臣・他都道府県知事免許の業者
山梨県内	・届出書（様式第十二号） ・最寄り駅から案内所までの案内図（地図） 【正本1通、副本1通】	・届出書（様式第十二号） ・最寄り駅から案内所までの案内図（地図） 【正本2通、副本1通】
※郵送の場合は副本返却用の返信用封筒を同封してください。		
他都道府県	山梨県に届け出る必要はありません。 他都道府県庁に届け出てください（部数については運用で多少異なりますので届け出先都道府県庁にご確認ください）。	

◆ 届出の期限について ◆

契約行為を開始する日の10日前までに届け出てください。業務を行う期間については、最長で1年間です。引き続き業務を行う場合は、改めて届出を行う必要があります。

◆ 届出の変更を要する場合について ◆

既に、届け出た案内所等について次の事項を変更しようとする場合には、変更のない部分も含めて記入し届け出てください。

なお、以下に該当し新たな届出を行う場合、「物件の種類等」に記載する区画数、戸数、及び面積については当初の届出に係る物を上段かっこ書きで記載したうえで、新たな届出を行う時点での数量を記載するものとし、引き続き案内所を設置する場合に限り、「一団の宅地建物の分譲」に係る案内所として取り扱います。

- ① 「業務を行う期間」を延長しようとする場合
- ② 「業務の種別」又は「業務の態様」の届出に係る業務を変更しようとする場合
- ③ 「専任の宅地建物取引士に関する事項」について、届け出ている専任の宅地建物取引士を変更しようとする場合

◆ 届出の変更を要しない場合について ◆

- ① 「取り扱う宅地建物の内容等」欄の「所在地」以外の欄が変更になる場合
- ② 届出を行った宅地建物取引業者の代表者のみの変更の場合